

事 務 連 絡

平成22年10月29日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

避難器具（救助袋）事故の発生について

平成21年11月に長野県において発生した救助袋事故については、「避難器具（救助袋）の訓練時における落下事故について」（平成22年5月26日付事務連絡）により、関係事業所等へ訓練、点検等の際の安全管理等の周知をお願いしたところです。

また、この事故のほか、大阪府においても救助袋の負傷事故が発生したとの報告がありました。

消防庁では、これらの事故に関する原因究明等について、製造事業者等に対し指示してきたところであり、このたび、その結果について報告がありましたので、別添のとおりお知らせします。

貴職におかれましては、これを踏まえて防火対象物の関係者及び点検業者等に対し、防火対象物における救助袋を使用した訓練、点検等の際の参加者への降下姿勢等の事前説明の徹底、参加者の年齢、体力等に応じた安全確保の実施、必要な補助者の配置等安全管理の徹底について周知を図られますようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合等を含む。）に対し、この旨周知するようお願いいたします。

総務省消防庁予防課

担当：塩谷、伊倉

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

(別紙)

事故概要

1 長野県で発生した救助袋の負傷事故の概要

発 生 日	平成21年11月5日(木)
場 所	長野県
負 傷 者	1名(重症)
事 故 概 要	救助袋(垂直式)を使用して避難訓練を実施中、3階から降下中の訓練参加者が当該救助袋の中でバランスを崩し、地面に臀部を打ち負傷したものの。
考 え ら れ る 原 因	製造事業者及び日本消防設備安全センターによる調査の結果、事故製品に構造及び外観上の欠陥は存在せず、降下速度も基準を満たしており、事故製品自体に異常は認められなかった。よって、救助袋を降下中、降下者の靴が滑降部に引っかかったため、降下姿勢が変化し、イレギュラーな姿勢で着地した結果、臀部を強打し、負傷したものと推測される。

2 大阪府で発生した救助袋の負傷事故の概要

発 生 日	平成22年5月31日(月)
場 所	大阪府
負 傷 者	1名(重症)
事 故 概 要	救助袋(斜降式)を使用して避難訓練を実施中、4階から降下中の訓練参加者が救助袋内で右足を負傷したものの。
考 え ら れ る 原 因	製造事業者及び日本消防設備安全センターによる調査の結果、事故製品に構造及び外観上の欠陥は存在せず、降下速度も基準を満たしており、事故製品自体に異常は認められなかった。よって、救助袋を降下中、足を救助袋の内面に引っかけたこと、あるいは足をひねったことにより負傷したものと推測される。

事務連絡
平成22年5月26日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

避難器具（救助袋）の訓練時における落下事故について

消防機関が収集した消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報については、平成22年3月31日付け消防予第156号・消防危第50号に基づき、当庁へご報告をいただいているところです。

このたび、長野県において、救助袋を使用して避難訓練を実施中、3階から降下中の訓練参加者が当該救助袋の中でバランスを崩し、地面に臀部を打ち負傷する事故が発生したとの報告があり、消費者安全法上の「重大事故等」として当庁から消費者庁に通知したところです。本件については、製造事業者等に対し、原因究明等を求めているところであり、詳細がわかり次第、追ってお知らせする予定です。

貴職におかれましては、この事故の発生について関係事業所等に周知していただくとともに、防火対象物における訓練、点検等の際の安全管理を徹底されるようお願いいたします。また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合等を含む。）に対し、この旨周知するようお願いいたします。

なお、社団法人全国避難設備工業会及び財団法人日本消防設備安全センターを通じ、避難器具の製造事業者及び点検業者に対してもこの旨周知していますので、申し添えます。

総務省消防庁予防課

担当：渡辺、塩谷

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

事 務 連 絡
平成22年5月26日

財団法人日本消防設備安全センター 御中

消 防 庁 予 防 課

避難器具（救助袋）の訓練時における落下事故について

消防機関が収集した消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報については、平成22年3月31日付け消防予第156号・消防危第50号に基づき、当庁へご報告をいただいているところです。

このたび、長野県において、救助袋を使用して避難訓練を実施中、3階から降下中の訓練参加者が当該救助袋の中でバランスを崩し、地面に臀部を打ち負傷する事故が発生したとの報告があり、消費者安全法上の「重大事故等」として当庁から消費者庁に通知したところです。

貴センターにおかれましては、各都道府県消防設備協会の会員事業者に対し、当該事故の発生を踏まえ、防火対象物における訓練及び点検等の際の安全管理の徹底について、周知していただきますようお願いいたします。

総務省消防庁予防課

担当：渡辺、塩谷

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

事 務 連 絡
平成 2 2 年 5 月 2 6 日

社団法人全国避難設備工業会 御中

消 防 庁 予 防 課

避難器具（救助袋）の訓練時における落下事故について

消防機関が収集した消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報については、平成 2 2 年 3 月 3 1 日付け消防予第 1 5 6 号・消防危第 5 0 号に基づき、当庁へご報告をいただいているところです。

このたび、長野県において、救助袋を使用して避難訓練を実施中、3 階から降下中の訓練参加者が当該救助袋の中でバランスを崩し、地面に臀部を打ち負傷する事故が発生したとの報告があり、消費者安全法上の「重大事故等」として当庁から消費者庁に通知したところです。

貴工業会におかれましては、会員事業者に対し、当該事故の発生を踏まえ、防火対象物における訓練及び点検等の際の安全管理の徹底について、周知していただきますようお願いいたします。

総務省消防庁予防課

担当：渡辺、塩谷

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

事務連絡
平成26年3月7日

一般社団法人全国避難設備工業会 御中

消防庁 予防課

救助袋の取扱い訓練時における安全管理の徹底について

このたび、神奈川県内において、救助袋の取扱い訓練中、2階から降下中の訓練参加者が当該救助袋の中でバランスを崩し、地面に後頭部を強打し負傷するという事案が発生したとの報告があり、消費者安全法上の「重大事故等」として当庁から消費者庁に通知したところです。

貴工業会におかれましては、会員事業者に対し、当該事故の発生を踏まえ、製品納入時には下記事項について注意喚起すべき旨、取扱説明書等には下記事項について記載すべき旨及び防火対象物の関係者からの要望により救助袋の取扱い訓練の立会いをする際には、下記事項に留意し、安全管理を徹底して実施すべき旨等周知していただきますようお願いいたします。

なお、このことについては、各都道府県消防防災主管課及び東京消防庁・各指定都市消防本部並びに一般財団法人日本消防設備安全センターに対しても通知していることを念のため申し添えます。

記

1 基本的留意事項

救助袋の使用上必要な次の事項について、訓練参加者に周知徹底すること。

- (1) 部分的に急降下する等の危険性を排除するため、展張された袋本体がねじれていないことを確認すること。
- (2) 降着の際の緩衝装置として設けられた保護マットや受布が適切に設定されていることを確認すること。
- (3) 降下中に足が引っかかり、降下姿勢が変化することにより負傷するおそれがあるため、ハイヒール等のかかとのとがった靴やゴム底などの摩擦の大きい履物の使用を避けること。
- (4) 原則順番に1人ずつ降下し、何人もが同時に降下しないこと。
- (5) 使用後は、避難時に迅速かつ確実に使用できるよう、確実に正しく収納すること。

(6) 救助袋を引き上げる際には、安全带等を装着し、身体の落下防止を図ること。

2 訓練時の留意事項（火災発生時等の緊急時を除く。）

器具の取扱いに熟知した者の立会いのもと、次の事項に留意の上実施すること。

- (1) 事前に手足の屈伸、首の旋回などの準備体操をし、体を十分にほぐしてから実施すること。
- (2) 強風の日等の悪天候の日の実施は避けること。
- (3) 取付金具や袋本体の異常の有無について、十分に点検した後に実施すること。
- (4) より安全性を確保するため、救助袋出口付近に安全マット等を適切に設置して実施すること。
- (5) 降下姿勢について十分に説明するとともに、降下中に足が引っかかり、降下姿勢が変化することにより負傷するおそれがあるため、注意喚起を図ること。
- (6) 降下姿勢によっては、摩擦によりすり傷等を負うおそれもあるため、長袖、長ズボン及び軍手等を着用して実施すること。
- (7) 救助袋の上下に1人以上の監督者を配置し、双方で十分に連絡を取り合い、安全管理体制を確保した上で実施すること。

消防庁予防課設備係

担当：守谷、鈴木、尾上

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : k.onoue@soumu.go.jp